

『リスク学研究』倫理規程

2020年6月26日理事会制定

2022年3月31日理事会改定

2023年5月17日理事会改定

1. 各種投稿原稿は一般に公表されている本会以外の刊行物に未発表のもの又は他誌に投稿中ではないものに限る。また、各種投稿原稿はその主要な部分を構成するデータや理論が一般に公表されている本会以外の刊行物及び本会の刊行物に未発表のものに限る。
2. ただし、一般に公表されている本会以外の刊行物には以下の各号に示すものは含まない。
 - (i) 学会発表のための要旨集に相当するもの
 - (ii) 著者が運営するウェブサイトで公開されているもの
 - (iii) 著者が所属する又は所属していた組織が設置するウェブサイトで公開されているもの（国立大学法人、公立大学法人及び学校法人が運営する電子アーカイブシステムで保存及び公開されている修士論文及び博士論文を含む）かつ当該組織が紀要等として出版していないもの
 - (iv) 別紙に示すプレプリントサーバーに投稿された原稿
 - (v) その他のプレプリントサーバーに投稿された原稿などで、編集委員会が承認した原稿
3. プレプリントに掲載済みの原稿を投稿する際には、その旨を投稿時に、編集事務局への連絡事項として記載する必要がある。
4. 投稿原稿の内容にはねつ造、改ざん、盗用といった不正行為があってはならない。また、他者に著作権のある図表を利用する場合は、許諾を得なければならない。
5. 国内の倫理指針（「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等）や法令によって研究の実施前に倫理審査が求められている研究については、投稿原稿に倫理審査を受けた事実（審査を行った倫理審査委員会の名称、承認番号等）を記載する必要がある。必ずしも倫理審査を求められていない研究であっても、自主的に倫理審査を受けている場合には、投稿原稿に倫理審査を受けた事実を記載することが望ましい。
6. 人を対象とする研究では、研究対象者から同意を得たり、研究対象者の心身の安全確保や個人情報保護に努める等の倫理的配慮が必要である。そうした配慮を要する研究であって、倫理審査を受けていない研究では、投稿時にそうした配慮が適切になされたことを説明する資料を添付し、研究の倫理性について編集委員会及び査読委員の判断を受ける必要がある。
7. 原稿の内容に利益相反の疑いがある場合にはその旨を投稿時に申し出て、原稿の内容の公正性について編集委員会の判断を受ける必要がある。また、査読審査する担当編集委員及び査読委員が、著者や原稿内容と利益相反の疑いがある場合にはその旨を査読前に申し出て編集委員会の判断を受ける必要がある。さらに編集委員会は必要に応じて利益相反の疑いがある者に情報の開示を求めることができる。
8. 学会誌に掲載された原稿についての責任は著者が負うものとする。

別紙 2. (iv)で対象とするプレプリントサーバー

- (ア) Jxiv
- (イ) arXiv
- (ウ) bioRxiv
- (エ) medRxiv
- (オ) ChemRxiv
- (カ) Preprints
- (キ) Afric Arxiv
- (ク) OSFPreprints
- (ケ) SSRN
- (コ) PeerJ PrePrints
- (サ) advance a SAGE preprints community
- (シ) Research Square